

大分県報

平成二十八年
号外（八八）
六月二十二日

（水曜日）

目次

選挙管理委員会告示

参議院大分県選出議員選挙における政見放送の日時………
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）………
参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額………

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第四十一号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における政見放送の日時を次のとおり定めた。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

区分	放送局	日 時	日 時	日 時	日 時
テレビ	日本放送協会大分放送局	六月三十日 十八時二十五分	七月一日 十四時	株式会社テレビ大分	七月三日 七時
	株式会社大分放送	七月六日 七時三十分	七月三日 七時	大分朝日放送株式会社	六月三十日 十四時三十分

平成二十八年六月二十二日

大分県報号外（選管委告示）

ラジオ	六月二十八日 七時二十五分 七月七日 十二時三十分	七月三日 十二時		
-----	------------------------------------	-------------	--	--

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八十条の規定による平成二十八年六月二十一日現在で大分県議会議員及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
一九、八四八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二二四、〇四五人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

大分市	一三三、〇三九人
別府市	三三、三八五人
中津市	二三、四五三人
日田市	一九、一四九人
佐伯市	二一、五一四人
臼杵市	一一、五一八人
津久見市	五、五二九人
竹田市	六、八〇九人
豊後高田市	六、六三七人
杵築市	八、七二八人
宇佐市	一六、三四〇人
豊後大野市	一一、〇〇二人
由布市	九、八九九人
国東市・姫島村	九、三一〇人
日出町	七、八九三人
九重町・玖珠町	七、五八四人

大分県選挙管理委員会告示第四十二号

平成二十八年七月十日執行の参議院大分県選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

平成二十八年六月二十二日

大分県選挙管理委員会委員長 一 木 俊 廣
三六、六〇〇、七〇〇円